

令和 7 年度内閣府本府政策評価実施計画

令和 7 年 3 月 28 日
内閣総理大臣決定

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 7 条の規定に基づき、令和 7 年度内閣府本府政策評価実施計画を以下のとおり定める。

1 計画期間

令和 7 年度の 1 年間とする。

2 事後評価の対象とする政策及び評価の方法

事後評価の対象とする政策は、以下のとおりとする。

なお、内閣府本府政策評価基本計画（第 8 次）（令和 7 年 3 月 28 日内閣総理大臣決定。以下「基本計画」という。）に基づく旧施策の事後評価については、(1)①アに掲げる政策で当該旧施策に関連するものの評価の中で実施する。

(1) 基本計画の対象とする政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）

① 実績評価方式による評価を行う対象政策

ア 政策体系に基づく政策

1. 公文書管理の適正な実施
3. アイヌ施策の推進
6. 地方創生に関する施策の推進
9. 原子力災害対策の推進
14. 交通安全基本計画の作成・推進
19. 経済安全保障の推進
20. 地方分権改革に関する施策の推進
21. 男女共同参画基本計画の作成・推進
22. 食品健康影響評価に関する施策の推進
24. 経済社会総合研究の推進
26. 科学技術・イノベーション基本計画の策定・推進
28. 宇宙開発利用に関する施策の推進
31. 国際平和協力に関する施策の推進
32. 日本学術会議に関する施策の推進
33. 国家公務員の再就職支援及び官民の人材交流の円滑な実施の支援

② 事業評価方式による評価を行う対象政策

ア 規制に係る政策

規制を担当する部局と調整の上で決定。

イ 租税特別措置等に係る政策

租税特別措置等を担当する部局と調整の上で決定。

(2) 政策決定後 5 年経過後時点でなお未着手の政策又は政策決定後 10 年経過後時点でなお未了の政策（法第 7 条第 2 項第 2 号に区分されるもの）

該当なし。

(3) その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）

該当なし。

3 その他

基本計画の対象とする政策で、政策体系に基づく次に掲げる政策については、内閣府本府における EBPM の取組により、政策の目的の達成までに至る因果関係の仮設を示すロジックモデルを作成した上で、事前分析表を作成する。

6. 地方創生に関する施策の推進

11. 共助社会づくりの推進

15. 性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画の策定・推進

20. 地方分権改革に関する施策の推進

24. 経済社会総合研究の推進

28. 宇宙開発利用に関する施策の推進

31. 国際平和協力に関する施策の推進

附 則

この決定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。